平成16年(行ケ)第126号 審決取消請求事件(平成16年12月22日口頭 弁論終結)

判 昭和電工株式会社 訴訟代理人弁理士 武井秀彦 同 吉村康男

被 ディーエスエム ニュートリショナル プ

ロダクツ アー

ロシュ ビタミン アーゲー (旧商号) 訴訟代理人弁理士 津国肇 齋藤房幸 同 小國泰弘

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

請求

特許庁が無効2002-35353号事件について平成16年2月19日に した審決を取り消す。

当事者間に争いのない事実

特許庁における手続の経緯

原告は、名称を「養魚粉末飼料用添加物及び養魚用飼料」(後記訂正により 「養魚用ペレット飼料」と訂正)とする特許第2943785号発明(昭和61年1月30日にした特許出願[特願昭61-16739号, 以下「原出願」とい う。〕の一部につき平成10年1月23日新たな特許出願〔以下「本件特許出願」 という。〕、平成11年6月25日設定登録、以下、この特許を「本件特許」とい う。)の特許権者である。

被告は、平成14年8月27日、本件特許を無効にすることについて審判の 請求をし、無効2002-35353号事件として特許庁に係属し、原告は、平成15年7月8日、本件特許出願の願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載等

について訂正(以下「本件訂正」という。)を求める訂正請求をした。 特許庁は、同事件について審理した結果、平成16年2月19日、 認める。特許第2943785号発明についての特許を無効とする。」との審決を し、その謄本は、同年3月1日、原告に送達された。

本件訂正に係る明細書(以下「訂正明細書」という。)の特許請求の範囲

【請求項1】記載の発明(以下「本件発明」という。)の要旨 有効成分としてLーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩類と魚粉を含有することを特徴とするアスコルビン酸活性を有するニジマス, ヒメマス, シロザ アユ、アマゴ、ヤマメ、ハマチ、タイ、コイまたはウナギの養魚用ペレット飼

(注)以下,「アスコルビン酸-2-リン酸エステル」は,「アスコルビン酸 - 2 - ホスフェート」, 「アスコルベート-2 - ホスフェート」と同じ物質を意味し, 「L-アスコルビン酸」は, ビタミンCを指す。

審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、本件発明は、特開昭52-136 160号公報 (審判甲1・本訴甲3,以下「刊行物a」という。)、昭和55年1 1月15日恒星社厚生閣発行、荻野珍吉編「魚類の栄養と飼料」、1頁、292頁 ~306頁(本訴甲4,以下「刊行物b」という。)、昭和60年4月15日同社 発行、米康夫編「養魚飼料-基礎と応用」111頁~114頁(本訴甲5,以下 「刊行物で」という。)及びChen-Hsiung (Eldon) Lee, "SYNTHESES AND CHARACTERIZATION OF L-ASCORBATE PHOSPHATES AND THEIR STABILITIES IN MODEL

SYSTEMS" (1976)の内容を撮影したマイクロフィルム (国立国会図書館昭和54年 (1979年)3月14日受入、国立国会図書館所蔵マイクロフィルム資料DI/ 77-05510) (本訴甲6, 乙42, 以下「刊行物d」という。) に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許 法29条2項の規定に違反してされたものであり、同法123条1項2号に該当す るとした。

第3 原告主張の審決取消事由

審決は、刊行物 a に記載された発明(以下「引用発明」という。)の認定を誤った結果、本件発明と引用発明との一致点の認定を誤り(取消事由 1)、本件発明と引用発明との相違点についての判断を誤り(取消事由 2、3)、本件発明の顕著な作用効果を看過した(取消事由 4)ものであるから、違法として取り消されるべきである。

- 1 取消事由1 (本件発明と引用発明との一致点の認定の誤り)
- (1) 審決は、引用発明として、「有効成分としてレーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩類を含有する、アスコルビン酸活性を有する魚の餌の補充剤」(審決謄本8頁第2段落)を認定した上、本件発明と引用発明の一致点として、「『有効成分としてレーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩を含有する、アスコルビン酸活性を有する養魚用飼料』である点」(同11頁最終段落)を認定したが、誤りである。
- (2) 刊行物a(甲3)の「魚の餌」の記載は、本来「魚から成る食事」の意味であるべきところを誤訳したものである。弁理士A作成の2004年(平成16年)5月21日付け宣誓書(甲8,以下「甲8宣誓書」という。),信州大学「甲37意見書」という。),弁理士C作成の2004年6月3日付け宣誓書(甲41,以下「甲41宣誓書」という。)及びD作成の2004年6月4日付け宣誓書(甲42,以下「甲42宣誓書」という。)は、刊行物aの優先権主張の基礎として、以下「甲42宣誓書」という。)は、刊行物aの優先権主張の基礎という。)の記載中の「supplement the diet of fish」は、「魚から成る食事の補充剤」と解すべきであり、刊行物aの上記記載は、Lーアスコルビン酸の2ーホスフェート及び2ーサルフェート誘導体類が、魚から成る食事の補充剤として使用されていることを記載したものではないとしている。仮に、「supplement the diet of fish」を「魚の餌の補充剤」と解し得たとしても、甲7公報では「can be used to supplement the diet of fish」は、可能性を表す「can be」が用いられている点からみて、魚の餌の補充剤として用いられる可能性があることを開示するにとどまる。
- 刊行物に記載された発明とは、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から把握される発明をいい、記載されているに等しい事項とは、当該刊行物の頒布時における技術常識を参酌することにより導き出されるものをいうところ、被告が引用するProgressive Fish-Culturist、47、No.1、p55-59、1985(乙6、以下「乙6文献」という。)は、原出願時である昭和61年1月30日のわずか1年前の論文であって、その記載は、刊行物aの頒布時はもとより、原出願時の技術常識ともいえない。
- (3) 刊行物 a (甲3) において、Lーアスコルビン酸の2ーホスフェート及び 2ーサルフェート類が魚の餌の補充剤として用いられていることが知られている旨 の記載のほかは、一貫して、食品へのLーアスコルビン酸の2ーホスフェートの利 用について記載されており、文脈からいって、「魚の餌」の記載は不自然である。 「Lーアスコルビン酸の2-ホスフェートおよび2-サルフェート誘導体類は動物 中でビタミン活性を示し、動物によって有用な安定なビタミンC誘導体とされ」 (3頁左上欄第1段落)の記載中、「動物」の語は、次の段落で、モルモットの実 験例の人間への応用の可能性を論じるために用いているのであり、生物分類学上の 植物に対する「魚」を含む動物という意味で用いているものではないことは、文脈 から明らかである。したがって、当業者は、Lーアスコルビン酸の2ーホスフェー ト及び2ーサルフェート類が魚の餌の補充剤として用いられていることが知られて いる旨の上記の単なる一行記載を、信ぴょう性があるものとして、そのままうのみ にすることはない。原告従業員E作成の平成14年8月31日付け報告書(甲9, 以下「甲9報告書」という。)及び東京海洋大学海洋科学部教授F作成の平成16 年9月6日付け意見書(甲52、以下「甲52意見書」という。)によれば、刊行物 a の特許出願前に、Lーアスコルビン酸の2ーホスフェートを魚の餌に使用した例は知られておらず、刊行物 a における「Lーアスコルビン酸の2ーホスフェート および2ーサルフェート誘導体類は動物中でビタミン活性を示し、動物によって有 用な安定なビタミンC誘導体とされ、このものは例えば魚の餌の補充剤として用い られることが知られている」(刊行物aの3頁左上欄第1段落)との記載は、事実 ではない。
 - (4) 酵素学あるいは生物学的な常識からいえば、ホスファターゼが存在すると

いうだけで、魚類、特に本件発明飼料の対象魚種についても、その消化系において、Lーアスコルビン酸の2-リン酸エステルの塩を開裂して有効化し得るとはい えない。アルカリ性ホスファターゼとは、アルカリ条件下でリン酸エステルを分解 する酵素の総称であり、基質や性質の異なる様々な酵素が含まれる。その作用、性 質は、ホスファターゼの起源によっても異なるから、アルカリ性ホスファターゼな ら、起源にかかわらず、いかなる条件下でも、Lーアスコルビン酸の2ーホスフェート誘導体を分解し得るとは、技術常識上いうことができない。例えば、野田宏行ー立野新光「魚類のホスファターゼに関する研究ーI. 魚体ホスファターゼの測定法」Journal of Faculty of Fisheries、Prefectural University of Mie, Vol. 6、No. 3、p. 291-301、1965(甲10、以下「甲10文献」という。)の第4図によれば、アジススのスルカルサースススターがは、1921下ではほとくが活性をデース - ジマスのアルカリ性ホスファターゼは p H 8 以下ではほとんど活性を示して おらず、同「魚類のホスファターゼに関する研究ーⅡ 各種ホスファターゼの魚体 内分布」Journal of Faculty of Fisheries,Prefectural University of Mie, Vol. 6, No. 3, p. 303-311, 1965 (甲11,以下「甲11文献」という。)の第7表 によれば、大多数の魚類のアルカリ性ホスファターゼの至適 p H は 9. 6 であるから、魚類のアルカリ性ホスファターゼは、p H 8 以下ではほとんど活性を示さない と、当業者は考えるはずである。他方、昭和46年12月1日緑書房発行、尾崎久雄著「魚類生理学講座 第3巻/消化の生理[上]」60頁~63頁(甲12,以下「甲12文献」という。)が示すように、魚類の消化管のpHは、例えば、ハマ 下・サーとX剛」という。)か示すように、思知の消化官のpHは、例えば、ハマチは7.6にすぎず、その他の魚でも、消化管のpHはかなり低いから、アルカリ性ホスファターゼは有効な活性を発揮できず、Lーアスコルベート2ーホスフェートを開裂できない。昭和59年4月10日東京化学同人発行「生化学辞典」79頁~80頁(乙51、以下「乙51文献」という。)には、アルカリ性ホスファターゼがほとんどすべてのリン酸モノエステル結合を加水分解する非常に特異性の広い酵素であることが記載されているが、この記載は不正確であり、アルカリ性ナスフ 酵素であることが記載されているが、この記載は不正確であり、アルカリ性ホスファターゼがすべてのリン酸モノエステルを分解することはできず、アルカリ性ホス ファターゼにおいても基質特異性が存在する (Journal of the Chinese Biochemical Society, vol. 13 No. 2, p. 60-69, 1984〔甲54,以下「甲54文献」 という。〕、Agric. Biol. Chem., 45(9), p. 1959-1967, 1981 [甲55, 以下「甲55文献」という。〕、Exp. Anim. 26(3), p. 223-229, 1977 [甲56, 以下「甲56文献」という。〕)。次に、酸性ホスファターゼは、ライソゾームに局在する酵素であるから、健康状態にある動物の消化系においてアスコルビン酸のホスフェートを開裂することはあり得ず、まして、魚の消化系において酸性ホスファターゼがア スコルビン酸の2-リン酸を有効化するとは到底いえない(昭和50年6月30日 朝倉書店第3版発行「細胞学大系1 概説・細胞膜」79頁~85頁〔甲13〕、 昭和52年4月28日理工学社発行「細胞生物学③ 細胞構造と物質代謝」236 頁,290頁~291頁[甲14],昭和50年6月10日朝倉書店再版発行「細 胞学大系3 小器官II」412頁~413頁〔甲15〕)。基質特異性が比較的広いといわれる酸性ホスファターゼにおいても、基質特異性は現に存在し、しかも、 起源生物、採取源によって基質特異性は異なり(Food Science, Vol. 2: PRINCIPLES OF ENZYMOLOGY FOR THE FOOD SCIENCES, p. 494, COPYRIGHT 1972 (甲 1 6]), 同 様のことは、アルカリ性ホスファターゼについてもいうことができる。また、刊行 物aにおいて、実験例も技術的裏付けもない「Lーアスコルビン酸の2ーホスフェ 一トの魚の餌の補充剤」は、発明として完成していないというべきである。 (5) ある薬剤がある動物に効果を奏したからといって、他の動物でも同様の効果を奏するといえないことは、技術常識に属することであって、モルモットの例が記載されているにすぎない刊行物 a (甲3) の記載のみから、これとは分類学上異

(5) ある薬剤がある動物に効果を奏したからといって,他の動物でも同様の効果を奏するといえないことは,技術常識に属することであって,モルモットの例が記載されているにすぎない刊行物a(甲3)の記載のみから,これとは分類学上異なる魚に対してもLーアスコルビン酸の2ーホスフェートが有効であるとは認識できない。稲垣長典=山田真里子「アスコルビン酸2一硫酸の酵素的分解(I)モット,ウサギ,マス内臓中の酵素活性について」昭和50年発行ビタミン49巻11号439頁~444頁(甲17,以下「甲17文献」という。),J. Nutr. 108,p. 1761–1766,1978(甲18,以下「甲18文献」という。),Annals of the New York Academy of Sciences,vol. 258,p. 81–101 (1975)(甲19,以下「甲19 文献」という。)は,Lーアスコルビン酸誘導体が,ある特定の種類の魚あるいは動物に対して効果があっても,他の種の魚あるいは動物においても効果を有するとはいえないこと,魚と哺乳動物間では,Lーアスコルビン酸誘導体あるいはビタミン誘導体の効果は同様であるとはいえないことを示している。また,Federation of American Societies for Experimental Biology,56th Annual Meeting,April

- 2 取消事由2(本件発明と引用発明との相違点(1)についての判断の誤り) (1)審決は、本件発明と引用発明との相違点(1)として認定した、「本件特 許発明(注,本件発明)では、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩類と魚 粉を含有する養魚用ペレット飼料としているのに対し、刊行物 a (注,甲3)記載 の発明(注,引用発明)では、飼料の組成およびその形態は不明な点」(審決謄本 12頁(相違点)の項の(1))について、「『Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸 エステルの塩類』を魚粉を含む飼料に添加してペレットの形態とすることは当業者 であれば容別に想到し得なば、同真でから第2段落)と判断したが、誤りである。
- (2) 魚粉は、魚体を粉砕したもので、ホスファターゼを含む。そうすると、このホスファターゼが、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステル塩を、Lーアスコルビン酸と無機リン酸に分解するから、安定性の低いLーアスコルビン酸は、ペレット化工程の加圧加熱処理により分解し、有効なビタミンC活性を発揮できないと、当業者は予想するはずである。魚粉の製造においては、蒸煮工程を伴うものの、加熱が原料すべてに均等にされるわけではなく、また、酵素はすべて失活するわけではなく、熱失活しても再生する(原告従業員H作成の平成15年8月11日付け、平成16年4月27日付け、平成15年12月1日付け各実験成績証明書〔甲26,27,29〕、APPLIED AND ENVIROMENTAL MICROBIOLOGY、VOL.64、Nov.1998、p.4446-4451〔甲28〕)。したがって、魚粉を原料として含有する養魚用飼料にLーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩類を添加することには、阻害事由が存在する。
- 3 取消事由3(本件発明と引用発明との相違点(2)についての判断の誤り)(1)審決は、本件発明と引用発明との相違点(2)として認定した、「本件特許発明(注,本件発明)では、養魚として、ニジマス、ヒメマス、シロザケ、アユ、アマゴ、ヤマメ、ハマチ、タイ、コイ、またはウナギと特定されているのに、刊行物 a (注,甲3)に記載の発明(注,引用発明)では、対象とする魚種は不明な点」(審決謄本12頁(相違点)の項の(2))について、「ビタミンC源を含む養魚用飼料の対象魚種として、ニジマス、ヒメマス、シロザケ、アユ、アマゴ、ヤマメ、ハマチ、タイ、コイ、ウナギを選定して使ってみるようなことは、当業者であれば容易に想到し得る」(同13頁第1段落)と判断したが、誤りである。 (2)魚のアルカリ性ホスファラー(1)。魚のアルカリ性ホスファラー(1)。魚のアルカリ性ホスファラー(1)。魚のアルカリ性ホスファラー(1)。魚のアルカリ性ホスファラー(1)。魚のアルカリ性ホスファラー(1)。魚のアルカリ性ホスファラー(1)。魚のアルカリ性ホスファラー(1)。魚のアルカリ性ホスファラー(1)。魚のアルカリ性ホスファラー(1)。魚のアルカリ性ホスファラー(1)。魚のアルカリ性ホスファラー(1)。魚のアルカリ性ホスファラー(1)。
- (2) 魚のアルカリ性ホスファターゼは、魚の消化管のpHでは有効に活性を発揮できないと考えられることは上記1(4)のとおりであり、魚種ごとに消化管pH、温度等がホスファターゼの作用条件下にあること、あるいは、これら各魚種のホスファターゼの基質特異性等の酵素学的性質が明らかでなければ、本件発明の対象魚種において、Lーアスコルビン酸-2-リン酸エステルの塩が有効であるとはいえ

ない。

- 4 取消事由4 (本件発明の顕著な作用効果の看過)
- (1) 審決は、刊行物a(甲3)には、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルの塩を含む養魚用飼料が実質的に記載されている以上、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルの塩が、他の誘導体よりも優れた効果を奏するとしても、顕著な効果とはいえないとした(審決謄本13頁第2段落)が、刊行物aには、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルの塩を含有する養魚用飼料が記載されていないことは上記1のとおりであるから、前提において誤りである。

本件発明は、刊行物 a を含め、従来知られた、極めて多数のLーアスコルビン酸誘導体(甲30)の中から、魚の餌の配合剤として、極めて有効なLーアスコルビン酸-2-リン酸エステルの塩を選択したものに相当するから、選択発明として進歩性が認められるべきである。

(2) また,審決は,本件発明の効果は,L-アスコルビン酸-2-リン酸エス テルのマグネシウム塩の耐熱性、耐酸化性に基づく高い残存率によるものであり、 刊行物 a (甲3) の記載から当業者が容易に予測できるとした(審決謄本13頁最終段落)が、残存率が高くても有効なL-アスコルビン酸活性を示さないビタミン C誘導体があるから、誤りである。L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルの塩 は、ビタミンCの1/4~1/8の要求量で高い効果を示す(平成4年1月5日緑 書房発行「『養殖』臨時増刊号『添加商品』29巻1号臨(通巻347号)」〔甲 32〕,同年2月日本水産学会発行「日本水産学会誌」58巻2号,337頁~3 41頁〔甲33〕)。魚粉中に存在する酸性ホスファターゼにより、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩が不安定なアスコルビン酸に分解され、その後のペレット化工程の加圧加熱により不活性化されることが予想されるが、実際には、本件発明は、特定の対象魚に対して、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの 塩が極めて優れたアスコルビン酸活性を奏するものであって、この効果は当業者が 刊行物aの記載からは予測できないものであり、Lーアスコルビン酸誘導体を使用 するものとして、水産養殖史上初めて商業的成功を収めたものである(上記「養 殖」平成4年7月1日号、78頁〔甲34〕、「化学工業日報」平成12年12月 21日号〔甲35〕)。このような原告による商業的成功は、本件発明が安定性及 びアスコルビン酸活性において他に代替できない効果を有するからであり、このこ とは、被告が、平成15年4月になって、Lーアスコルビン酸-2-リン酸エステ ルナトリウムカルシウムについて、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する 法律」に基づく飼料添加物として認可(平成14年4月25日付け官報第3349 号1頁~5頁〔甲36〕)を得たことからも裏付けられる。 被告の反論

審決の認定判断は正当であり、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。 取消事由1(本件発明と引用発明との一致点の認定の誤り)について

- (1) 刊行物 a (甲3)には、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩類が動物中でビタミン活性を示し、魚の餌の補充剤として用いられていることが知られていると記載されており、この記載に接した当業者は、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩類がビタミンC活性を有する魚の餌の補充剤として用い得ることを認識できる。甲7公報は、刊行物 a に係る特許出願(特願昭52-16670)の優先権主張の基礎とした出願(No. 683, 888)の継続出願(No. 817, 555)の更なる継続出願に係るものであり、刊行物 a の優先権主張の基礎とした出願ではないから、刊行物 a は、甲7公報と直接の関係はなく、甲7公報の解釈は、刊行物 a の解釈に影響を与えるものではない。
- (2) 刊行物 a (甲3) は、ビタミンCを体内で合成できないヒト、モルモット及び魚などの動物の食品系におけるLーアスコルビン酸2ーホスフェートの利用モルコいて記載したものであるから、刊行物 a 記載の「動物」は、実質的にヒト、毎少ト及び魚類を含むものであることが明らかである。刊行物 a 記載導体とされるは、Lーアスコルビン酸の2ーホスフェート及び2ーサルフェート誘導体とされるは、Lーアスコルビン酸の2ーホスフェート及び2ーサルフェート誘導体とされる中でビタミン活性を示し、動物によって有用な安定なビタミンC誘導体とされる中でビタミン活性を示し、動物によって有用な安定なビタミンC誘導体とされる側によるの具体的例示として挙げられていることが明らかで、何ら不魚の餌に使用るの影響もなく、一方の場を魚に与えた試験の結果が記載されているから、刊行物 a の出願前にしたの塩を魚に与えた試験の結果が記載されているから、刊行物 a の出願前にしてスコルビン酸2ーホスフェートが魚の餌に使用されていたことは明らかである。

- (3) また、甲10文献の第4図に示されたアルカリ性ホスファターゼは、腸のでない可能性があり、同図は、pH8. O以下ではアルカリ性ホスファターゼは、ターゼは、pH8. O以下ではアルカリ性ホスファカーゼは、生体中とは記載しておらず、同図に示されたアルカリセホスファターゼは、生体中とは異なる状態にある。さらに、アルカリセホスファは、通常測定された最適pH6. pH6. pH6
- 。 (4) 東京海洋大学海洋科学部教授 I 作成の平成16年7月5日付け見解書 [分類 I 作成の平成16年7月5日付け見解書」という。 「日代東京 I 作成の平成16年7月5日付け見解書」という。 「日代東京 I 作成の平成16年7月5日付け見解書」という。 「日代東京 I 作成の平成16年7月5日付け見解書」という。 「日代東京 I 作成の平成16年7月5日付け見解書」という。 「日天 I 作成の平成16年7月5日付け見解書」という。 「日天 I 作成の平久 I 作成の平久 I 作成の下魚 I 作成の下鳥 I 作用にてりている I 作用にてりている I 作用にてりている I 作用にいる I には、 I にはは、 I にはは、 I にはは、 I にはは、
- 2 取消事由2 (本件発明と引用発明との相違点 (1) についての判断の誤り) について
- 「魚粉」がL-アスコルビン酸-2-リン酸エステル塩を分解することは、 訂正明細書(甲2)には記載されていないから、これを考慮すべきではない。ま た、魚粉は、養魚用ペレット飼料の慣用原料であって、当業者は、Lーアスコルビ ン酸-2-リン酸エステル塩が魚粉中で分解されるとしても,これを使用する。魚 のホスファターゼが魚粉の製造中において完全に失活することは当業者にとって技 術常識であり(甲10文献、昭和40年5月10日日本栄養・食糧学会発行「栄養 と食糧」18巻1号63頁~65頁〔乙30、以下「乙30文献」という。〕、昭 和55年11月15日恒星社厚生閣発行「魚類の栄養と飼料」256頁~25 [乙43,以下「乙43文献」という。]、昭和63年5月30日同社発行「水産 油糧学」8頁~13頁,40~43頁〔乙44〕,昭和59年2月20日講談社第 4版発行「新水産ハンドブック」588頁~591頁〔乙45、以下「乙45文 献」という。〕)、ペレット飼料を製造する際も、製造時の熱により魚粉中のホス ファターゼは失活し(刊行物 b [甲4]), 魚粉の製造工程やペレット化工程では、酸性ホスファターゼは残存しない。ペレット飼料中及びその製造工程中 は、ホスファターゼ活性の発現の至適状態ではなく、レーアスコルビン酸ー2ーリ ン酸エステルの塩は分解せず、魚粉にホスファターゼ活性が存在しても、加熱処理 したり増量したりすることにより、ホスファターゼによる分解の影響を容易に抑え ることができる。したがって,当業者は,魚粉を原料として含有する養魚用ペレッ ト飼料にLーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩類を添加することを回避す ることはしないし、得られた養魚用ペレット飼料が、Lーアスコルビン酸ー2ーリ ン酸エステルの塩の高い残存率とビタミンC活性を奏することを当然に予想するこ とができるというべきである。

- 3 取消事由3 (本件発明と引用発明との相違点(2)についての判断の誤り)について
- 4 取消事由4(本件発明の顕著な作用効果の看過)について (1)化学構造及び生理特性において全く異なる他のアスコルビン酸の誘導体を 用いた比較対照実験から得られた効果は、本件発明の有利な効果として容易推考性 判断の際に参酌することはできない。本件発明が魚の餌の配合剤として選択してき たものは、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩類そのものであり、その 点において引用発明と全く一致しており、本件発明は、何らアスコルビン酸誘導体 を選択していないのだから、選択発明であるとする原告の主張は、明らかに失当で ある。
- (2) 本件発明の効果は、引用発明である「有効成分としてLーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩類を含有する、アスコルビン酸活性を有する養魚用飼料」の効果と対比すべきであるが、原告の主張する本件発明の効果、アスコルビを育力の効果と対比すべきであるが、原告の主張する本件発明の効果、アスコルビを育力においてある。刊行物 a, b, d (甲3, 4, 6)の記載から当業者は、ペレット飼料の製造条件下でLーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルが実質的に残存できると考えることは明らかである。また、商業的な成功は、進歩性の存在の真偽が不明な場合に、その存在を肯定的に推認するのに役立つ事上の性の存在の真偽ができるにとどまり、本件発明のように、引用発明との構成上のである。また、引用発明と対比した効果が有利でないことが明らかな場合は、商業的に成功したという事実があったとしても、そのことだけで本件発明の進生が肯定されるものではない。
- 1 取消事由1 (本件発明と引用発明との一致点の認定の誤り)につててても、 (1)原告は、刊行物 a (甲3)から、引用発明として、アスコルビン酸として、アスコルビン酸を一名で、 (1)原告は、 (1)の原生な、 (1)の原生、 (1

(2) ところで、Acta histochem. Bd. 47, S.8-14 (1973) (乙2, 以下「乙2 文献」という。)には、「Clarias batrachus(LIXX.)(アルビノクラ ラ), Ophiocephalus (Channa) punctatus (BLOCH) (インディアンスネークヘッ ド), Ophioce phalus (Channa) gachua (BLOCH) (ドワーフスネークヘッド) および Barbus (Puntius) sophore (HAM.) (Pool barb) の消化器系の種々の部分における、アル カリホスファターゼの分布について研究した。胃においては、ホスファターゼは粘膜、固有層、胃腺、毛細血管およびリンパ腔の基底部分に分布してい る。・・・Barbusの腸の球および4匹の魚すべての腸において,強力な活性が,粘 膜および固有層の刷子縁で見られる。Ophiocephalusの両種の幽門盲囊における分布 パターンは、腸と同様である」(訳文第1段落~下から第2段落)と記載され、昭 和53年8月1日緑書房第2版発行、尾崎久雄著「魚類生理学講座第4巻/消化の生理[下]」290頁~291頁(乙5,以下「乙5文献」という。)には、魚類の酵素に関して、「5、アルカリ性フォスファターゼ Arvy(1960)によると Scorphthalmusの咽頭から肛門までのすべての消化管の上皮にアルカリフォスフォモ ノエステラーゼ(alkaline phosphomonoesterase)の作用が存在す る。・・・Utida (1967) はニジマス (体重 7 0 ~ 1 0 0 g, 1 4 °C) の腸粘膜のアル カリ性フォスファターゼは腸の前半の方が活性が高く、海水へ順応させると活性は腸全体に高まること、Utida&Isono (1967) とUtida, Oide&Oide (1968) はウナギの腸粘 膜の活性も海水に順応せしめると4~5倍にも高まることをみている」(291頁)と記載され、甲11文献には、11種類の養殖魚おけるアルカリ性ホスファターゼの分布に関し、「Alk Pase(注、アルカリ性ホスファターゼ)は殆どすべての臓器に高濃度に存在しているが、とりわけ腎臓、腸、幽門垂に豊富に含まれる」(305頁)と記載され、さらに、乙51文献には、別するも間にお思するような ほとんどすべてのリン酸モノエステル結合を加水分解する非常に特異性の広い酵素 であることが記載されている。また、本件特許出願前(原出願時である昭和61年 1月30日前)に頒布された刊行物である乙6文献には、ナマズによる実験結果に

おいて、ビタミンC源としてL-アスコルベート2-ホスフェートを利用できるこ

とが開示されていることから、当業者は、L-PZコルベート2ーホスフェートの塩類もホスフェートエステルを有する以上、同じように、魚の体内でビタミンC源として利用されると理解するということができる。これらの記載によれば、魚の消化管内に、基質特異性が低く、広範囲のリン酸モノエステルを加水分解できるであったことが認められるから、刊行物aにおける、「ホスフェートエステル基を開えてることが知られている酵素」(上記(1)②)は、上記技術常識の魚類の消化管になるアルカリ性ホスファターゼに該当するものということができる。そうすると、刊行物aの上記記載及び上記技術常識を参酌すれば、L-PZコルベートである。そうト2ーホスフェートマグネシウム塩が、期待どおり、モルモットの体内においてL-PZコルベート(L-PZコルビン酸)の形に活性化されることが確認されている(L-PZコルベート(L-PZコルベート(L-PZコルベート(L-PZコルベート(L-PZコルベート)の形に活性化されることが確認されている(カーゼを有する魚の体内でも、L-PZコルビン酸に開裂されて活性を示すことは、当業者が理解することである。

は、当業者が理解することである。 原告は、刊行物に記載された発明とは、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から把握される発明をいい、記載されているに等しい事項とは、当該刊行物の頒布時における技術常識を参酌することにより導き出されるものをいうところ、乙6文献は、原出願時である昭和61年1月30日のわずの1年前の論文であって、その記載は、刊行物aの頒布時はもとより、原出願時のおであるいと主張する。しかしながら、特許発明が刊行物に記載された発明の認定も、明に基づいて容易に想到し得たか否かは、特許発明の出願時(本件において発明に基づいて容易に想到し得たか否かは、特許発明の出願時における当業者の表別できる場合には、特許発明の出願時における当業者の上記載を参酌して行うべきであり、乙6文献のほか、乙2文献、乙5文献及び51文献の上記記載から上記技術常識を認定できることは、上記に説示したとおりあって、原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、乙51文献の上記記載は不正確であり、アルカリ性ホスファターゼがすべてのリン酸モノエステルを分解することはできず、アルカリ性ホススファターゼにおいても基質特異性が存在すると主張し、甲54文献~甲56文献と提出するが、乙51文献は、アルカリ性ホスファターゼが、ほとんどすべてのリン酸モノエステル結合を加水分解する非常に特異性の広い酵素であることにのリンであるものであり、この記載は、アルカリ性ホスファターゼが、あることでのリン酸するものであり、この記載は、アルカリ性ホスファターゼが会にであるとの記載に対し有効な活性を示すこと、アルカリ性ホスファターゼが全になな構造の基質に対し有効な活性を示すこと、アルカリ性ホスファターゼが全になる特別とはないが、低い活性しか示さない基質もいくつかは存在することを開示さないが、の記載内容が不正確であるとする根拠とはならない。したがって、原告のと記述は採用することができない。

以上検討したところによれば、当業者は、刊行物 a (甲3) に「Lーアスコルベート-2-ホスフェートの塩を含有する魚の餌の補充剤」が記載されていることを理解するというべきである。

- (3) 原告は、甲8宣誓書、甲37意見書、甲41宣誓書及び甲42宣誓書を挙げて、刊行物a(甲3)の優先権主張の基礎とした出願に係る甲7公報の記載中、「supplement the diet of fish」は、「魚から成る食事の補充剤」と解すべきであるから、刊行物aの「魚の餌」の記載は、本来「魚から成る食事」の意味であるべきところを誤訳したものであると主張する。しかしながら、甲7公報には、刊行物aの優先権主張の基礎とした1976年(昭和51年)5月6日にしたアメリカ合衆国特許出願第683888号の明細書(甲40添付)とほぼ同じ内容が記載されていることが認められるものの、審決が引用発明を認定した刊行物は、刊行物aであり、甲7公報ではないから、原告主張の甲7公報の記載は、審決の引用発明の認定の当否を何ら左右するものではない。
- (4) 原告は、刊行物 a (甲3) の文脈から、「魚の餌」の記載は不自然であり、当業者は、「Lーアスコルビン酸の2ーホスフェートおよび2ーサルフェート誘導体類は動物中でビタミン活性を示し、動物によって有用な安定なビタミンC誘導体とされ、このものは例えば魚の餌の補充剤として用いられることが知られている」(3頁左上欄第1段落)との単なる一行記載を、信ぴょう性があるものとして、そのままうのみにすることはなく、また、刊行物 a の特許出願前に、Lーアス

コルビン酸の2ーホスフェートを魚の餌に使用した例は知られていなかったと主張する。

そこで,刊行物aの記載を見ると,刊行物aの発明の詳細な説明には,第 1段落に、刊行物 a 記載の発明は、広範囲の食品に使用し得る安定な栄養価値のあ るビタミンC源として有用なホスホリル誘導体類を製造するためのモノアスコルビ のピタミンしばこして有用なホスホッルの等体表と表足するためにファスコルビルー 2 ーホスフェートの合成法に関するものであること ((1) の上記①) , 第2段落に, Lーアスコルビン酸は, 均衡栄養食の必須成分であり, このビタミンの推奨摂取許容量は確立されているが, 空気中の酸素と非常に反応性であるので, 食品中で最も低安定なビタミンであるが, Lーアスコルビン酸の2ーホスフェートエステル類は, Lーアスコルビン酸自体ほどには還元力の強い化合物ではないので、1、ファスコルビン酸を用いた場合のとこれであるける化トリカ ではないので、L-アスコルビン酸を用いた場合のような不都合は発生しないと思 われること(2頁左下欄最終段落~右下欄)、第3段落に、Lーアスコルベート2 ーホスフェート又はレーアスコルベート2ーサルフェートのごときアスコルビン酸 の2-位置の無機エステル類は、L-アスコルビン酸のようには容易に酸化されず、動物中でビタミン活性を示すこと((1)の上記②)、第4段落に、モルモットにL-アスコルベート2-ホスフェートマグネシウム塩を給餌又は注射すると、尿中 にL-アスコルベートが排泄されたとの発表例に示されるように、L-アスコルベ -ト2-ホスフェートは期待どおり高ビタミンC効力を有し、ヒトにおいても同様 の結果が期待されること(同③)、第5段落に、これまでに提案されているLーア スコルベート2ーホスフェート及びその誘導体の合成法は、目的生成物の収率が比 較的低かったり、ビタミンC源として食品系に使用し得る分析化学的に純粋な誘導 戦的低かったり、こうミンし版として展出示に展用しばるカがに上げており、体を与えることができないものであること(3頁右上欄第2段落~左下欄第1段落)、第6段落に、そこで、本発明の最も重要な目的は、分析化学的に純粋な状態に容易に回収でき、しかも酸素の存在によりまたは高熱条件下で活性を失うことなく食品系中におけるビタミンC源またはビタミンプレミックスとして使用し得るアスコルビン酸のホスフェートエステルを高収率で製造するための工業的に使用し得るアスコルビン酸のホスフェートエステルを高収率で製造するための工業的に使用し得るアスコルビン酸のホスフェートによって、 る方法を提供することにあること((1)の上記④)が記載されている。これらの記載 によれば、刊行物aは、全体として見れば、食品に使用し得るLーアスコルベート

2ーホスフェートの合成法について記載したものと認められる。 しかしながら、第3段落には、Lーアスコルベート2ーホスフェートが、 単に、食品に添加したときにビタミンCのように容易に酸化されないという利点を 有するのみならず、動物の体内でビタミン活性を示すものであることが説明されて おり、特に、第3段落中の「L-アスコルビン酸の2-ホスフェートおよび2-サ ルフェート誘導体類は動物中でビタミン活性を示し、動物によって有用な安定なビ タミンC誘導体とされ,このものは例えば魚の餌の補充剤として用いられることが 知られている」との記載における「魚の餌の補充剤」は、「例えば」との記載から みて、その直前に記載された「動物によって有用な安定なビタミンC誘導体とされる」ことの例を挙げたものと理解することができ、続いて、「ホスフェートエステ ル基を開裂することが知られている酵素が動物の消化系に存在するから、かかる2 ーホスフェートエステルは,殆ど全ての動物中で活性を示すと考えられている」と した上で、第4段落で、実際に、期待どおりにビタミン活性が示されることを、 ルモットの例を挙げて説明し、ヒトにおいても同様の効果が期待されることを説明 して、第6段落のLーアスコルベート2ーホスフェートの食品への使用についての記載につながっていることが理解できる。そうすると、刊行物 a の「魚の餌の補充剤」の記載が、その文脈上、不自然であるとは認められない。また、当業者は、その技術常識に基づいて、刊行物 a に「Lーアスコルベードー2ーホスフェートの塩 を含有する魚の餌の補充剤」が記載されていることを理解することは、上記(2)に説 示したとおりであり、仮に、原告主張のとおり、刊行物 a に係る特許出願当時、 L ーアスコルビン酸ー2ーホスフェートを魚の餌に使用したことを示す例が知られて いなかったとしても、そのことは、刊行物a及び技術常識から導かれる上記認定を 何ら左右しない。

(5) 原告は、甲10文献〜甲12文献の記載から、魚類のアルカリ性ホスファターゼは、pH8以下ではほとんど活性を示さないと、当業者は考えるはずであり、魚類の消化管のpHは、例えば、ハマチは7.6にすぎず、その他の魚でも、消化管のpHはかなり低いから、アルカリ性ホスファターゼは有効な活性を発揮できず、L-アスコルベート2-ホスフェートを開裂できないと主張する。

しかしながら、甲11文献の表7には、11種類の魚類の腸から抽出した アルカリ性ホスファターゼの至適pHが、9.0又は9.6であることが記載さ

むしろ,乙33文献の「腸管内のp Hは胃,膵臓,肝臓,幽門垂及び腸自身などの分泌物と餌料と嚥下された水(淡水と海水)などの混合されたものの値である。腸内で働く膵臓,肝臓,幽門垂及び腸からの消化酵素はすべて中性ないし弱アルカリ性に至適p Hを持つから,腸内でこれらの酵素が十分に作用しうるようにp Hが調整されてゆくのであろう」(280頁)との記載によれば,魚の消化管は,そこに存在するアルカリ性ホスファターゼが十分に作用し得るようなp H値を有すると解する方が合理的であり,このことは,本件特許出願前に頒布された刊行物である乙6文献に,ナマズによる実験結果において,ビタミンC源としてLーアスコルベート2ーホスフェートを利用できることが開示されていることによっても裏付けることができる。

原告は、酸性ホスファターゼは、ライソゾームに局在する酵素であるから、健康状態にある動物の消化系においてアスコルビン酸のホスフェートを開裂することはあり得ず、まして、魚の消化系において酸性ホスファターゼがアスコルビン酸の2ーリン酸を有効化するとは到底いえないとも主張するが、魚の消化管内に、基質特異性が低く、広範囲のリン酸モノエステルを加水分解できるアルカリ性ホスファターゼが存在することは、本件特許出願前において、技術常識であり、刊行物aにおける、「ホスフェートエステル基を開裂することが知られている酵素」(上記(1)②)は、上記技術常識の魚類の消化管に存在するアルカリ性ホスファターゼに該当するものということができることは、上記(2)のとおりであるから、酸性ホスファターゼに係る原告の上記主張は、引用発明の上記認定を左右するものではない。

原告は、刊行物 a において、実験例も技術的裏付けもない「Lーアスコルビン酸の2ーホスフェートの魚の餌の補充剤」は、発明として完成していないとも主張する。しかしながら、上記(2)のとおり、刊行物 a の記載及び技術常識から、Lーアスコルベート2ーホスフェートの塩が、ホスファターゼを有する魚の体内でもLーアスコルビン酸に開裂されて活性を示すことは、当業者が合理的に理解し得ることであり、また、Lーアスコルベート2ーホスフェートの塩類は、ホスフェートエステルを有する以上、乙6文献に記載されたLーアスコルベート2ーホスフェートと同じように、ビタミンC源として利用できると認められるから、刊行物 a に、魚についての実験データが記載されていなくとも、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩類を含有する魚の餌の補充剤」が、発明アスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩類を含有する魚の餌の補充剤」が、発明として完成していないということはできない。

として完成していないということはできない。
(6) 原告は、甲17文献~甲19文献を挙げて、Lーアスコルビン酸誘導体がある特定の種類の魚あるいは動物に対して効果があっても、他の種の魚あるいは動物においても効果を有するとはいえず、また、魚と哺乳動物との間では、Lーアスコルビン酸誘導体あるいはビタミン誘導体の効果は同様であるとはいえないと主張する。

´ しかしながら、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルの塩類が魚に対して有効であることは上記(2)のとおりである。他方、原告の挙げる上記文献につい

て見ると、甲17文献には、ウサギ、モルモット、マスの肝臓のアスコルベート2 ーサルフェートを分解する酵素の活性を比較した結果、マスの酵素活性が低かった ことが記載され、「しかし魚類については、マスのみしか行っていないうえ実験例も少ないので、更に検討する必要があるが、各動物とも個体差があるように思われ この点についても更に検討の必要がある」(443頁右欄~444頁左 欄)と記載され,甲18文献には,「ニジマス幼魚において,L-アスコルビン酸 2 一硫酸二カリウム二水和物が、ビタミンC源としてLーアスコルビン酸と同等の効果を持つと報告されている・・・が、上記事実は、ナマズではその利用効率が低 い可能性があることを示唆している」(訳文最終段落)と記載され、甲19文献には、「アルコルビン酸2ー硫酸はニジマスに於いて生理活性を示し、迅速にアスコ ルビン酸欠乏症の症状を阻止した。それ故この化合物はビタミンC2と命名され た」(訳文第1段落),「J博士:あなたはアスコルビン酸2-硫酸に対し、ビタ ミンC2という用語を用いた。これは魚には当てはまりそうだと思うが、モルモッ トにおいてアスコルビン酸2-硫酸がビタミンCとなるか否かについては決定的で無いと考える。サルについては疑問があり、ヒトについては我々はまだなにも知ら ない」(訳文下から第2段落)と記載されているだけであり、これらは、いずれも、硫酸エステルを分解する酵素が存在するにもかかわらず、アスコルビン酸2 アスコルビン酸 2-硫酸をアスコルビン酸として利用できない生物があることを示すものではない。し たがって、甲17文献~甲19文献は、リン酸エステルを分解する酵素が魚の消化 管に存在することが技術常識であることを前提とする引用発明の認定に何ら影響を 及ぼすものではない。

また、原告は、アスコルビン酸 $2-O-\alpha-5$ ルコシドは、良好な耐酸化、耐熱安定性を有し、モルモット、ラット中の $\alpha-5$ ルコシダーゼによりがアスコルビン酸を遊離するが、養魚飼料原料中に存在する $\alpha-5$ ルコシダーゼによりりらまっため、実用化されていないことからも明らなように、アスコルビン酸誘導体が、耐熱性、耐酸化性を有し、かつ、体内で酵素により活性体に変換されるだけでは、水産養殖用固形飼料に配合して有効な活性を有すると予測することはできないとも主張する。しかしながら、アスコルビン酸ステルの塩が養魚飼料原料に存在する酵素で必ずしもアスコルビン酸にフン酸エステルの塩が養魚飼料原料に配合した場合に有効な活性を有すると改変換してしまうといえないことは、後記 $2-O-\alpha-5$ ルコシドに関することは、原告が主張するアスコルビン酸 $2-O-\alpha-5$ ルコシドに関する上記知見によって妨げられることはない。

- (7) 以上検討したところによれば、引用発明として、「有効成分としてLーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩類を含有する、アスコルビン酸活性を有する魚の餌の補充剤」(審決謄本8頁第2段落)を認定した上、本件発明と引用発明の一致点として、「『有効成分としてLーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩を含有する、アスコルビン酸活性を有する養魚用飼料』である点」(同11頁最終段落)を認定した審決に誤りはなく、原告の取消事由10至後は理由がない。
- 2 取消事由2(本件発明と引用発明との相違点(1)についての判断の誤り) について
- (1) 原告は、魚粉はホスファターゼを含み、このホスファターゼにより、Lーアスコルビン酸-2-リン酸エステル塩は、有効なビタミンC活性を発揮できないと当業者は予想するから、魚粉を原料として含有する養魚用飼料にLーアスコルビ

ン酸-2-リン酸エステルの塩類を添加することには、阻害事由が存在すると主張する。

しかしながら、乙30文献には、魚肉中のホスファターゼについて、 グチについて、その酸性フォスファターゼとアルカリ性フォスファターゼの熱安定 性をしらべ第2図のような結果を得た。すなわち、いずれも70℃、5分間の加熱 で、ほぼ完全に失活し」(64頁右欄下から第2段落)と記載されている。乙43 文献及び乙45文献の記載によれば、魚粉 (フィッシュミール) の製造工程として 蒸煮の工程があることが認められるところ、乙45文献の「蒸煮 原料を水蒸気で 十分に加熱する操作で、その目的は(1)原料のタンパク質を熱凝固させ、水を分 離させる. (3) 原料に含まれる酵素を失活させ、品質保持を助ける、 (4)細菌を死滅 製品の腐敗や汚染を防止する、ことにある」(589頁右欄第3段落)との 記載から、蒸煮とは、原料を水蒸気で十分に加熱する操作であり、原料に含まれる 酵素を失活させることを目的の一つとするものであることが認められるから、魚粉 に含まれるホスファターゼは、飼料の製造工程においてほぼ完全に失活するものと 認められる。そうすると、魚粉にホスファターゼが残存しても、「ペレットは、粉末原料を加圧成型したもの」(刊行物 b 〔甲4〕の295頁下から第2段落)であ その製造工程における「加水度は普通5~10%である」(同最終段落)こと を考慮すると、酵素と基質が共存する溶液中において酵素が基質を分解するのとは 異なり,魚粉に残存するホスファターゼは,ペレット製造工程において配合される Lーアスコルビン酸ー2ーホスフェートと十分に接触しこれを有効に分解できるような状態にあるとは認められないし、不安定で分解されやすいとされるビタミンC (アスコルビン酸)自体でさえ魚粉中に配合することが知られていた(刊行物 bの 293頁「表6.40 配合飼料の組成」,297頁下から第2段落)のであるから、魚粉にホスファターゼが存在するということが、魚粉を原料として含有する養 魚用飼料にL-アスコルビン酸-2-リン酸エステルの塩類を添加することの阻害 事由になるとは認められない。

- (2) したがって、原告の取消事由2の主張は理由がない。
- 3 取消事由3 (本件発明と引用発明との相違点(2)についての判断の誤り) について
- - (2) したがって、原告の取消事由3の主張も理由がない。
 - 取消事由4(本件発明の顕著な作用効果の看過)について
- (1) 原告は、本件発明は、刊行物 a (甲3) を含め、従来知られた、極めて多数のLーアスコルビン酸誘導体(甲30) の中から、魚の餌の配合剤として、極めて有効なLーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩を選択したものに相当するから、選択発明として進歩性が認められるべきであると主張する。しかしながら、本件発明と引用発明の一致点として、「『有効成分としてLーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルの塩を含有する、アスコルビン酸活性を有する養魚用飼料』である点」(審決謄本11頁最終段落)を認定した審決に誤りがないことは上記1のとおりであり、そうである以上、本件発明は、多数の誘導体の中から特定の誘導体を選択したものということはできず、原告の上記主張は失当である。

- (2) 原告は、残存率が高くても有効なLーアスコルビン酸活性を示さないビタミンC誘導体があるから、本件発明の効果について、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルのマグネシウム塩の耐熱性、耐酸化性に基づく高い残存率によるものであり、刊行物a(甲3)の記載から当業者が容易に予測できるとした審決の判断は誤りであると主張する。しかしながら、アスコルビン酸の2ーホスフェートの塩類は、熱安定性が高いことが刊行物aに記載されているのであるから、加熱加圧工程を経ても、なお残存率が高いことは、容易に予測できることであり、また、刊行物aの記載及び技術常識から、魚の消化管でアスコルビン酸に分解されて有効に利用されることが読み取れる以上、本件発明の効果は、当業者に予測できる範囲内のものというほかはない。
- (3) 原告は、アスコルビン酸ー2ーリン酸エステルマグネシウム塩の要求量はアスコルビン酸に比して著しく低いが、ビタミンCとしての活性はむしろ高いとも主張する。しかしながら、ある発明が、特定の引用発明に基づき進歩性を有するか否かを検討する際に参酌される効果は、当該引用発明と比較した有利な効果であると解すべきである。刊行物aには「Lーアスコルベートー2ーホスフェートの塩を含有する魚の飼の補充剤」が記載されていると認定できる以上、この点において、本件発明は引用発明と一致しているのであるから、「Lーアスコルビン酸2ーホスフェートの塩」をアスコルビン酸と比較した効果を論じても、引用発明と比較した効果とはいえず、本件発明の進歩性を裏付けるものとなり得ないことは明らかである。
- (4) さらに、原告は、本件発明は、特定の対象魚に対して、Lーアスコルビン酸ー2-リン酸エステルの塩がアスコルビン酸活性を奏するものであって、この効果は当業者が予測できないものであり、Lーアスコルビン酸誘導体を使用するものとして、水産養殖史上初めて商業的成功を収めたものであるとも主張する。したながら、引用発明として、「有効成分としてLーアスコルビン酸ー2ーリン酸活力を含有する、アスコルビン酸活性を有する魚の餌の補充剤」(審決を下れる場合である以上、本件発明は、養殖魚としてよく知られたニジマス及びハマチにである以上、本件発明は、養殖魚としてよく知られたニジマス及びハマチにである以上、本件発明は、養殖魚としてよく知られたニジマス及びハマチにである以上、本件発明は、養殖魚としてよく知られたニジマス及びハマチにである以上、本件発明は、養殖魚としてよく知られたニジマス及びハマチにである以上、本件発明は、養殖魚としてよく知られたニジマス及びハマチにである以上、本件発明は、養殖魚としてよく知られたニジマス及びハマチにである以上、本件発明は、養殖魚としてよく知られたニジマス及びハマチにである以上、本件発明は、一次であるとはいえない。
 - (5) したがって、原告の取消事由4の主張も理由がない。
- 5 以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、他に審決を取り 消すべき瑕疵は見当たらない。

よって, 原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし, 主文のとおり判決する。

東京高等裁判所知的財産第2部

美	勝	原	篠	裁判長裁判官
岳		本	岡	裁判官
貴	尚	田	早	裁判官